

小郡市議会 新型コロナウイルス感染症拡大抑制に向けた 議員対応マニュアル

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」）については、国の緊急事態宣言解除（5月25日）後も、感染拡大は収束せず、特に7月に入ってからは、全国的に感染者が急増し、感染経路不明者の割合も増加している。

さらに本市でも複数の感染者が確認されるなど、今後も予断を許さない状況であり、実効性ある感染拡大抑制への対応が強く求められている。

こうした状況を踏まえ、本市議会においては、コロナ感染症に関する情報を的確に把握し、議員相互の情報共有を的確に行いながら、コロナ感染症の感染拡大が収束するまでの間、原則、以下の対応とする。

なお、各議員に対するコロナ感染症に関する執行部からの情報提供は、当面の間、三密を避けるため、メールで送信する。

ただし、重大な案件等が発生した場合は、速やかに会派代表者会議等を開催して、今後の対応等を協議する。

■ 議員の活動等について

1. 公私を問わず、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」での活動は行わないこととし、やむを得ない場合を除き、不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加は見合わせる。
2. 手洗い、換気、咳エチケット、マスクの着用等、日常的な感染予防対策を確実にを行い、濃厚接触を回避するため、会話をする場合は、「フィジカルディスタンス（身体的、物理的距離／目安として2m）」を確保する。
3. 不要不急の外出は控えるものとし、外出をする場合は、その地域の感染状況やクラスター対策等を踏まえた行動を徹底する。また、感染した場合に備え、行動履歴の記録に努める。
4. 毎朝検温と健康状態の確認を行い、37.5℃以上の発熱や咳、倦怠感及び味覚・嗅覚の異常等の症状がある場合は、外出を控え、「帰国者・接触者相談センター」に相談した上で、その指示に従うとともに、議会事務局を通して議長に報告する。
5. 執行部への要望や情報の収集等（簡易なものは除く）は、原則、議会事務局で集約して対応する。

■ 議会運営に係る対応について

1. 議会に関する会議に出席する議員及び市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」）は、フェイスシールド及びサージカルマスクを着用する（フェイスシールドは、発言時のみ）。ただし、アクリル板設置等の対策がとられている場合、フェイスシールドの着用は不要とする。
2. 会議室の出入口への消毒液の設置、定期的な室内の換気及びドアノブ等の消毒を実施する。
3. 議員及び市長等は、本会議及び委員会等の開催当日に検温を実施し、37.5℃以上の発熱や咳、倦怠感及び味覚・嗅覚の異常等の症状がある場合は、議会事務局を通して議長に報告し、会議への出席を控える。
4. 会議の進行に際しては緊急性の高い案件を優先し、短時間の会議となるよう配慮するものとする。
5. 行政視察の実施や行事への出席要請等に関しては、必要に応じて、議会運営委員会、委員長会及び会派代表者会議等で協議し、その適否を判断する。